

# 化学物質管理を担う専門家について

# 化学物質管理における人材に関する今後の課題

## < 自律管理を中心とする新たな仕組みにおける専門人材の役割 >

特定化学物質、有機溶剤、鉛等の個別管理物質は、措置内容について、具体的な設備の要件を含め全て法令で定められているため、健康診断における医学的な判断（産業医等）を除き、専門性を伴う判断は必要とされないが、リスクアセスメントを中心とする自律管理を中心とする規制においては、具体的な措置内容を法令では定めないため、以下の場面で専門性を伴う判断が必要となる。

- ラベル・SDSの作成、更新
- 労働者が吸入する有害物の濃度をばく露限界値以下に保つ方法の検討、選択
- ばく露限界値がない場合の管理のための指標の設定とばく露防止の方法の検討、選択
- 呼吸用保護具、保護手袋、保護衣等の検討、選択、管理
- 自律管理の実施状況に対する確認
- 個別管理物質について、一定の要件を満たすとして自律的な管理が認められた場合のばく露防止方法の検討、選択

## < 論点 >

- これらの業務を担うことができる専門人材とは、どのような人材か。
  - ⇒ 既存の資格保有者で対応可能か。それとも追加的な教育・経験が必要か。
  - ⇒ 新たな資格制度（国家資格等）を作るべきか。
- 専門人材は化学物質管理の中でどう位置づけるべきか（社内専門家か、外部専門家か等）。
- 専門人材の育成・確保をどのように進めるべきか。
  - ⇒ 育成を進めるための仕組み、体制はどのようなものが考えられるか。
  - ⇒ どの程度の数の育成が必要か。
- 中小企業における人材確保への支援や、確保が困難な場合における専門人材による支援を円滑に受けることができる仕組みとしては、どのようなことが考えられるか。

# 前回検討会で出された主な意見

- 産業医や衛生管理者などの位置づけ、関係、役割、責任の範囲が定まらないと、求める人材や育成確保の議論はできない。オキュペイショナルハイジニストは産業医や衛生管理者の上位に位置づけられ、業務もオーバーラップしている。
- 衛生管理者や作業主任者が業務を担っている部分もあり、階層的に整理した方がどこの専門家がどこに必要なのかわかりやすい。
- 対象が中小企業か、大企業か、化学物質製造者か、川下企業かで対応が変わるので、もっと立体的にした方がよい。
- 自律管理を進めていく上での作業主任者の要件や配置基準をどうするか。
- 労災発生事業所の過半数が化学産業以外。業種にどのようなアプローチでやるか整理が必要。
- マネジメント役である衛生管理者よりも、実際にリスクアセスメントをやり、SDSの内容を理解するという面で、作業主任者を育てることが重要。
- 小規模事業場では外部専門家の利用も難しい。有識者の数も少ない。それよりも作業主任者の担うべき役割を見直し、その人に化学物質の危険性などを認知してもらうことが大切ではないか。
- 会社の実情を知っている人が一定のカリキュラムの教育を受けてグレードアップしたうえで企業内で活躍してもらう方法が実現性が高い。
- ラベルSDSの作成は簡単ではないがラベルSDSを作る会社があるので、GHS検定のようなものを作ってはどうか。
- 危ないものを職場で使っているので安全思想で対応しなければならないが、現在の専門家で化学に強い人は少ない。イギリスでは化学物質に詳しい人は衛生管理の専門家としてグレードが高い。、危ないところに専門家を置くのでは災害が起こった時に責任を取らされる。安全であることを専門家に証明させる発想が必要。

# 前回検討会でのご意見を踏まえた論点の整理

## ○特別則に基づく管理に必要な人材と自律的な管理に必要な人材の違いは何か。

- ・ 特別則に基づくばく露防止対策は、法令の規定に即して実施することで足りる
- ・ 衛生管理者や作業主任者の職務は、法令どおりに措置がなされているかを確認すること
- ・ 作業環境測定士の職務は、作業環境測定基準に基づいてデザイン、サンプリング、分析を行うこと



- ・ 自律的な管理では、ラベルやSDSにより伝達される化学物質の危険性・有害性に係る情報を拠り所としつつ、原材料や作業の状況に応じた適切なばく露防止対策を主体的、総合的に判断し、実行しなければならない。
- ・ ただし、求められる判断のレベルは、業種や業態によって違いがあると考えられる。



- ・ 業種や業態に併せて、求められる人材を整理し、それぞれのニーズに即した人材育成を進めていく必要があるのではないか。

# 前回検討会でのご意見を踏まえた論点の整理

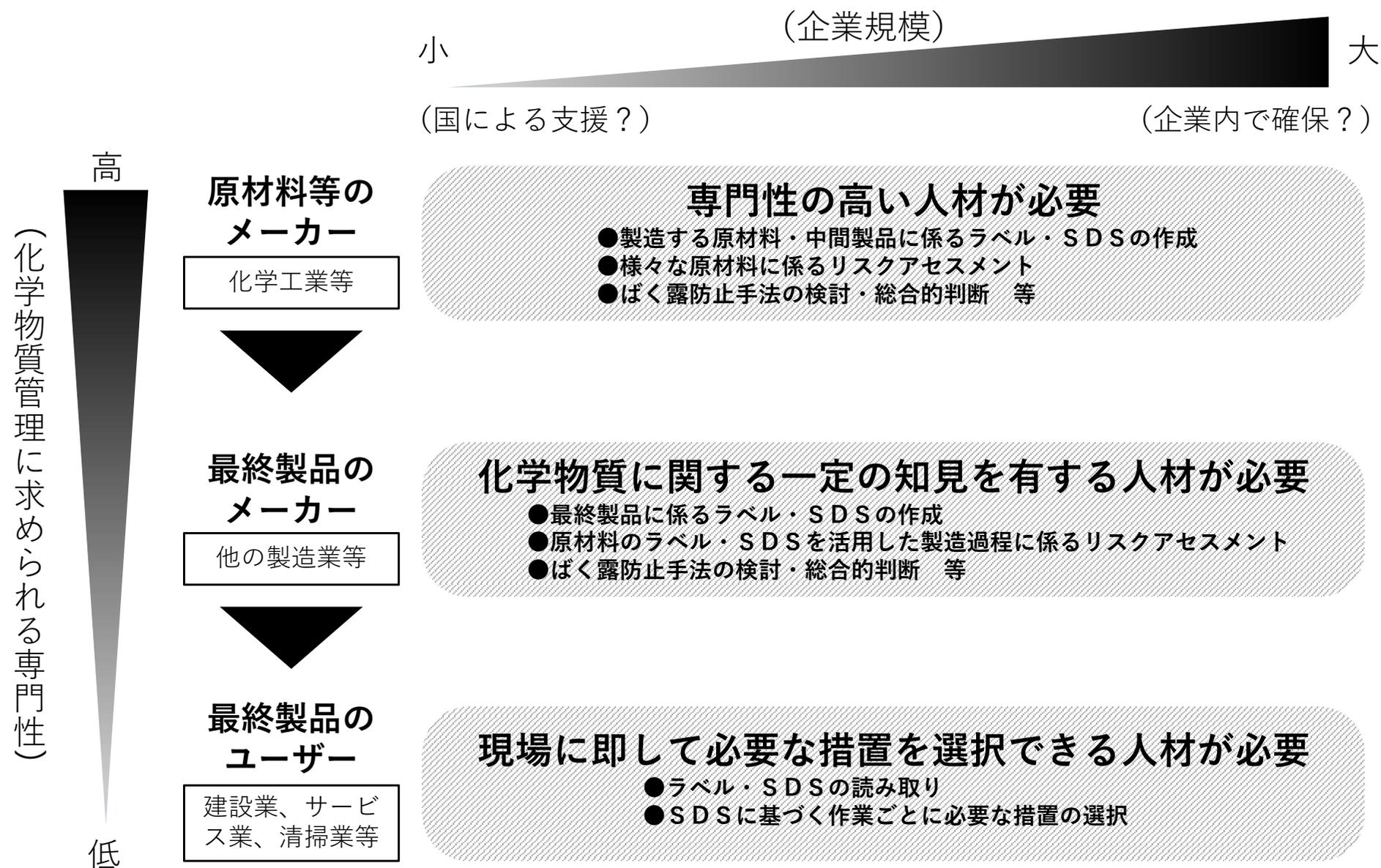
○例えば、以下のように業態を分けて整理することとしてはどうか。

	特徴	必要となる主な化学物質対策
原材料・中間物のメーカー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り扱う原材料が多種多様</li> <li>・化学物質について<u>知識・経験を有する者が一定程度いる</u></li> <li>・化学物質の危険性・有害性に関する<u>情報伝達の起点</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質の有害性等の調査（必要に応じ）</li> <li>・販売する製品に関するラベル・SDSの作成（推奨用途、使用上の制限の記載が重要）</li> <li>・自社内の取扱いに係るリスクアセスメント</li> <li>・リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施</li> </ul>
最終製品※のメーカー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り扱う原材料は<u>限定的</u></li> <li>・化学物質について<u>知識・経験を有する者がいない場合もある</u></li> <li>・化学物質の危険性・有害性に関する情報伝達の中間点（<u>混合物についての情報伝達の起点となる場合あり</u>）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売する製品に関するラベル・SDSの作成（具体的な保護具を含むばく露防止措置の記載が重要）</li> <li>・自社内の取扱いに係るリスクアセスメント</li> <li>・リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施</li> </ul>
最終製品※のユーザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り扱う化学物質（<u>最終製品</u>）の<u>種類は限定的</u></li> <li>・化学物質について<u>知識・経験を有する者がいない場合が多い</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラベル・SDS情報に基づく措置の実施（リスクアセスメントが基本だが、作業ごとの措置の定型化が可能か）</li> </ul>

※追加で加工等を行わず、そのまま使用することが想定されている製品をいう

# 前回検討会でのご意見を踏まえた論点の整理

(業種や業態に応じて企業内の化学物質管理に必要とされる人材)



# 前回検討会でのご意見を踏まえた論点の整理

## <原材料等のメーカー>

- 情報伝達の起点となる原材料等のメーカーにおいては、多種多様な原材料を使用することに伴う自社内の様々なリスク管理が必要になるとともに、サプライチェーンにおける危険性・有害性に関する情報伝達の元となるSDSの作成（推奨用途、使用上の制限含む）が必要であることから、自律的な管理においては、以下に掲げる事項について十分な知識・経験を有する専門性の高い人材が必要となるのではないか。
  - ・ 化学物質のハザード情報含めラベル及びSDSの作成に必要な知識全般
  - ・ 様々な原材料の製造・使用に関するリスクアセスメントの実施方法（リスクの評価方法含む）等に関する知識
  - ・ 様々な原材料に係る発散抑制のための工学的対策に関する知識
  - ・ 様々な原材料に係る保護具に関する知識（選択、管理、使用方法、教育等）
  - ・ 化学物質の管理状況についてのモニタリングに関する知識（個人ばく露測定や作業環境測定、健康影響に関するモニタリング）
- こうした専門性の高い人材の確保・育成に必要なことは何か。
  - ▶ 自律的な管理が基本となった場合に、現在の専門人材（衛生工学衛生管理者、衛生管理者、作業主任者）、人員体制で対応可能か。
  - ▶ クリエイト・シンプルなどのソフトで補完できるものと、補完できないものは何か。
  - ▶ 既存の専門資格（衛生工学衛生管理者、衛生管理者、作業主任者等）で対応可能なことと、対応困難なものとは何か。
  - ▶ 国際的な専門資格であるインダストリアル・ハイジニストについてどう考えるか。

# 前回検討会でのご意見を踏まえた論点の整理

## <最終製品のメーカー>

- 情報伝達の間接点となる最終製品のメーカーにおいては、最終製品の製造過程における自社のリスク管理とともに、最終的にユーザーに販売される製品について、使用において必要となる情報を、ラベル・SDSにより分かりやすくかつ確実に伝達することが必要であることから、自律的な管理においては、以下に掲げる事項について十分な知識・経験を有する人材が必要となるのではないか。
  - ・ 原材料等のメーカーから提供されるSDSの情報をもとに、エンドユーザーに分かりやすいラベル及びSDSの作成に必要な知識全般
  - ・ 最終製品の製造に関するリスクアセスメントの実施方法（リスクの評価方法含む）等に関する知識
  - ・ 最終製品の製造に係る発散抑制のための工学的対策に関する知識
  - ・ 最終製品の製造に係る保護具に関する知識（選択、管理、使用方法、教育等）
  - ・ 化学物質の管理状況についてのモニタリングに関する知識（個人ばく露測定や作業環境測定、健康影響に関するモニタリング）
- 最終製品の製造に必要な化学物質管理において、どこまで専門性の高い人材が必要か。
  - ▶ 自律的な管理が基本となった場合に、現在の専門人材（衛生工学衛生管理者、衛生管理者、作業主任者）、人員体制で対応可能か。
  - ▶ クリエイト・シンプルなどのソフトで補完できるものと、補完できないものは何か。
  - ▶ 既存の専門資格（衛生工学衛生管理者、衛生管理者、作業主任者等）で対応可能なことと、対応困難なものとは何か。

# 前回検討会でのご意見を踏まえた論点の整理

## <最終製品のユーザー>

- 情報伝達の末端である最終製品のユーザーにおいては、最終製品の利用に係るリスク管理を確実に行うことが必要であることから、自律的な管理においては、伝達されるラベルやSDSの情報を正確に理解し、実施すべき措置を選択することができる体制が必要ではないか。
- 最終製品のユーザーにおけるリスク管理は、どこまでSDSで補完可能か。
- 自律的な管理が基本となった場合に、現在の人材（衛生管理者、作業主任者等）、人員体制で対応可能か。
- 最終製品の使用の場面ごとにリスクアセスメントを行うことに代えて、最終製品を用いる作業が定型化できるのであれば、ガイドラインやマニュアルにより代替することは考えられるか。

# (参考) ラベル及びSDSの記載事項

SDSの記載事項 (★はラベル記載事項)	詳細事項
名称 ★	化学物質等の名称：製品名により含有する化学物質等が特定できる場合は製品名で足りる
成分及びその含有量	法定の裾切り値以上含有される物質名及びその含有量 ケミカルアブストラクトサービス登録番号（CAS番号）及び別名の記載が望ましい
物理的及び化学的性質	化学物質等の外観／臭い／pH／融点及び凝固点／沸点、初留点及び沸騰範囲／引火点／燃焼又は爆発範囲の上限又は下限／蒸気圧／蒸気密度／比重（相対密度）／溶解度／n-オクタノール/水分配係数／自然発火温度／分解温度 【記載が望ましい情報】 臭いの閾値／蒸発速度／燃焼性（固体又はガスのみ）
人体に及ぼす作用 ★	急性毒性／皮膚腐食性・刺激性／目に対する重篤な損傷・刺激性／呼吸器感作性又は皮膚感作性／生殖細胞変異原性／発がん性／生殖毒性／特定標的臓器毒性（単回ばく露）／特定標的臓器毒性（反復ばく露）／吸引性呼吸器有害性 ばく露直後の影響と遅発性の影響をばく露経路ごとに区別し、毒性の数値的尺度を含めることが望ましい
貯蔵または取り扱い上の注意 ★	適切な保管条件、避けるべき保管条件等／混合接触させてはならない化学物質等（混触禁止物質）との分離を含めた取扱い上の注意／管理濃度、許容濃度等／密閉装置、局所排気装置等の設備対策／保護具の使用／廃棄上の注意及び輸送上の注意
流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置	吸入した場合、皮膚に付着した場合、目に入った場合又は飲み込んだ場合に取りるべき措置等 火災の際に使用するのに適切な消火剤又は使用してはならない消火剤 事故が発生した際の退避措置、立ち入り禁止措置、保護具の使用等 漏出した化学物質等に係る回収・中和。封じ込め及び浄化の方法並びに使用する機材
通知をする者の氏名、住所及び電話番号 ★（表示をする者）	法人にあっては氏名に代わり法人の名称を記載すること
危険性または有害性の要約 ★（注意喚起語）	GHSに従った分類に基づき決定された危険有害性クラス、危険有害性区分、絵表示、注意喚起語、危険有害性情報及び注意書きに対して割り当てられた絵表示と文言を記載 混合物全体として危険性又は有害性の分類がされていない場合は、含有する通知対象物質の純物質としての危険性又は有害性を物質ごとに記載することでも差し支えない
安定性及び反応性 ★	避けるべき条件（静電放電、衝撃、振動等）／混触危険物質／通常発生する一酸化炭素、二酸化炭素及び水以外の予想される危険有害な分解生成物
適用される法令	化学物質等に適用される法令の名称及び当該法令に基づく規制に関する情報
その他参考となる事項	SDS作成に際し参考とした出典／環境影響情報 ※いずれも本項目に記載することが望ましい

## (参考) 現在の企業における化学物質管理体制と課題 (アンケート結果)

※ 日本化学工業協会及び化成品工業協会のご協力をいただき、厚生労働省において作成したアンケート票に基づき、計83件の回答を単純集計したものの。

<化学物質管理における課題について>	件数
管理すべき化学物質の種類が多く、相当な労力を要している	54
SDSが添付されていない製品について、危険有害性情報や使用上の留意事項に関する情報を収集することが困難な場合がある	41
危険有害性情報の更新に、相当な労力を要している	39
SDSから入手できる危険有害性情報や使用上の留意事項だけでは、管理に必要な情報が不足することがある	35
許容濃度やTLVなどが無い物質のリスクアセスメントは、措置の必要性の評価を行うことが難しい	35
法令の規制対象ではない物質について、会社としてどこまでコストをかけて管理するべきか判断に迷う場合がある	34
混合物のSDS作成やリスクアセスメントに、困難を感じている	33
法令の規制対象ではない物質の管理経費について、社内で稟議を通すのが難しい場合がある	4
特に課題や困難なことはない	3
その他	27

## (参考) 現在の企業における化学物質管理体制と課題 (アンケート結果)

< 専門人材について >	件数
現在活用している人材	
社内で (現場を含めて) 経験を積ませることで、高い専門性と豊富な経験を有する人材を計画的に育成している	6 5
高い専門性を有する人材を採用している	1 7
社外の専門機関に依頼している	1 3
特に専門人材を必要としていない	3
その他 (例) 親会社から専門家を派遣	2 1
今後育成の必要があると思われる人材	
インダストリアル・ハイジニストのような高い専門性・経験を有する人材	3 7
化学物質のばく露防止対策に詳しい作業環境測定士	3 0
化学物質のばく露防止対策に詳しい労働衛生コンサルタント	2 8
その他 (例) 衛生工学衛生管理者、幅広く化学物質管理の知識を有する者	2 1

# 前回検討会でのご意見を踏まえた論点の整理

## (外部人材に求められるもの)

### 中間とりまとめ

- 化学物質の取扱いの規模が一定以上の企業は、定期的に、自律的な管理の実施状況について、インダストリアル・ハイジニスト等の専門家の確認・指導を受けること。
- 国は、日本化学工業協会等の業界団体の協力も得て、化学工業等の民間企業のOB等を活用し、地域ごとに、化学物質管理に関する高い専門性や豊富な経験を有する人材を育成・配置し、中小企業等からの無料相談対応、助言支援等を行う体制の構築を検討する。

▶ 一定規模以上の企業における自律的な管理の実施状況を確認・指導する専門家としては、どのような要件（専門性、専門資格等）を求めるべきか。

▶ 中小企業等に対して支援を行う専門家には、どのような役割を担わせるべきか。

(例)

- ・ SDSを参照する上での留意点や代替物質を選定する場合の注意事項等の助言指導
- ・ 類似の作業における改善事例の紹介
- ・ 適切な保護具の選び方、正しい着用方法、管理方法の助言指導
- ・ リスクアセスメントの実施支援及び結果に基づく措置の検討（簡易なリスクアセスメント法（クリエイト・シンプルなど）の使い方を含む）
- ・ 混合物のラベル・SDSの作製方法の指導

(参考資料)

# 労働衛生管理スタッフの職務

衛生管理者(以下の事項のうち衛生に係る技術的事項の管理)  
衛生工学衛生管理者( // 衛生工学に係る技術的事項の管理)

1. 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
2. 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
3. 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
4. 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
5. 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
6. 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
7. 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

産業医(以下の事項で医学に関する専門的知識を必要とするもの)

1. 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
2. 法に規定する面接指導、必要な措置の実施及びこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
3. 心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
4. 作業環境の維持管理に関すること。
5. 作業の管理に関すること。
6. その他労働者の健康管理に関すること。
7. 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
8. 衛生教育に関すること。
9. 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

作業主任者(有機溶剤、特定化学物質)

1. 作業に従事する労働者が【有機溶剤／特定化学物質】により汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
2. 局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。
3. 保護具の使用状況を監視すること。
4. タンクの内部において【有機溶剤／特別有機溶剤】業務に従事するときは、定められた措置が講じられていることを確認すること

作業環境測定士

1. 厚生労働大臣の登録を受け、指定作業場について作業環境測定業務を行う。(第二種作業環境測定士は、機器分析(解析を含む)の業務を除く。)
2. 【第一種／第二種】作業環境測定士の名称を用いて事業場(指定作業場を除く)における作業環境測定業務を行う。

※指定作業場:粉じん、放射性物質、特定化学物質、鉛、有機溶剤に係る作業場

労働衛生コンサルタント

1. 労働衛生コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じて報酬を得て、労働者の衛生の水準の向上を図るため、事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行うことを業とする。

# 労働衛生管理スタッフの育成課程

## 第一種衛生管理者 免許(学科試験)

試験科目	範囲
労働衛生	衛生管理体制／作業環境要素／職業性疾病／作業環境管理／作業管理／健康管理／メンタルヘルス対策／健康の保持増進対策／労働衛生教育／労働衛生管理統計／救急措置／事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む)
労働生理	人体の組織及び機能／環境条件による人体の機能の変化／労働による人体の機能の変化／疲労及びその予防／職業適性
関係法令	労働基準法、労働安全衛生法、作業環境測定法及びじん肺法並びにこれらに基づく命令中の関係条項

## 衛生工学衛生管理者講習：労働基準法2時間、労働安全衛生法6時間及び以下の科目の計30時間

講習科目	範囲
労働衛生工学に関する知識 [14時間]	作業環境に関する基礎知識／作業環境改善の具体的進め方／局所排気装置、全体換気装置、廃液処理装置その他の設備に関する基礎知識／作業環境測定の方法及びその評価／保護具に関する基礎知識及びその保守管理／事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動(危険性または有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む)
職業性疾病の管理に関する知識 [6時間]	職業性疾病に関する基礎知識／職業性疾病の発生事例及びその対策／健康管理の進め方／職業性疾病に関する教育の方法
労働生理に関する知識 [2時間]	人体の組織及び機能／疲労及びその予防／職業適性

# 労働衛生管理スタッフの育成課程

## 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（12時間）

講習科目	範囲
健康障害及びその予防措置に関する知識 [4時間]	特定化学物質による健康障害及び四アルキル鉛中毒の病理、症状、予防方法及び応急措置
作業環境の改善方法に関する知識 [4時間]	特定化学物質及び四アルキル鉛の性質／特定化学物質の製造または取り扱い及び四アルキル鉛等業務に係る器具その他の設備の管理／作業環境の評価及び改善の方法
保護具に関する知識 [2時間]	特定化学物質の製造又は取り扱い及び四アルキル鉛等業務に係る保護具の種類、性能、使用方法及び管理
関係法令 [2時間]	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項／特定化学物質障害予防規則／四アルキル鉛中毒予防規則

# 労働衛生管理スタッフの育成課程

作業環境測定士 学科試験及び講習（第一種は30時間、第二種は18時間）

試験の科目（★は第一種のみ）	範囲
労働衛生一般	作業場における有害原因が人体に及ぼす影響／作業環境の評価及び改善／作業方法の改善／労働衛生保護具
労働衛生関係法令	労働安全衛生法、作業環境測定法及びじん肺法並びにこれらに基づく命令のうち労働衛生に係るもの
作業環境について行うデザイン及びサンプリング	統計に関する基礎理論／ガス、蒸気及び粉じんの性質／測定点等の設定方法／測定機器の選択方法／試料採取機器の原理及び使用方法／採取した試料の管理方法／簡易測定機器の原理及び使用方法
作業環境について行う分析に関する概論	分析化学の基礎理論／定性分析／重量分析／容量分析／機器分析
指定作業場の作業環境について行う分析の技術 ★	（指定作業場の種類ごとに定められた方法による分析に関する理論及び方法）

講習科目（★は第一種のみ）	範囲
労働衛生管理の実務 [6時間]	有害因子と健康障害／有害物の体内侵入の形態／有害物の量に関する指標／作業環境管理の進め方
作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務 [12時間]	作業環境測定の目的／デザインの方法／サンプリングの方法／簡易測定機器とその取扱い
指定作業場の作業環境について行う分析(解析を含む)の実務 ★ [12時間]	（指定作業場の種類ごとに定められた分析方法による、当該指定作業場の対象物質の分析）

# 労働衛生管理スタッフの育成課程

## 労働衛生コンサルタント 筆記試験及び口述試験

筆記試験科目	範囲
労働衛生一般	労働衛生概論／健康管理の概論／労働生理概論／作業環境管理の概論／人間工学概論／化学物質の管理／作業管理の概論／労働衛生保護具／労働衛生教育／労働災害の調査及び原因の分析／安全管理概論／事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む。）
労働衛生関係法令	労働安全衛生法、作業環境測定法及びじん肺法並びにこれらに基づく命令のうち労働衛生に係るもの
健康管理 ※「保健衛生」の試験区分のみ	労働生理学／産業心理学／労働衛生学／健康診断及び面接指導等並びにこれらの事後措置／作業環境の管理方法／作業方法の管理／健康の保持増進対策／救急措置／快適な職場環境の形成
労働衛生工学 ※「労働衛生工学」の試験区分のみ	作業環境の管理技術／作業環境における有害因子とその影響／快適な職場環境の形成

口述試験は、

「保健衛生」の試験区分は、 「労働衛生一般」及び「健康管理」

「労働衛生工学」の試験区分は、 「労働衛生一般」及び「労働衛生工学」

の科目について行う。

# 雇い入れ時教育及び作業内容変更時教育

事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。（労働安全衛生規則第35条）

1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関すること。
2. 安全装置、有害物抑制装置または保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関すること。
3. 作業手順に関すること。
4. 作業開始時の点検に関すること。
5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
6. 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
7. 事故時等における救急措置及び退避に関すること。
8. 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

以下に掲げる業種以外の業種では、1～4の事項についての教育を省略することができる。

- 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- 製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業